
目黒区総合治水対策基本計画

平成2年11月

目 黒 区

目 次

1. 計画の策定	1
1-1 策定の背景	1
1-2 策定の目的	1
1-3 「区基本計画」の性格	1
2. 目黒区の概要	3
2-1 位置等	3
2-2 地形・地質等	4
2-3 河川の水害	6
3. 総合治水対策	7
3-1 総合治水対策の概要	7
3-2 総合治水施設の方策	9
4. 区における総合治水対策の方針	13
4-1 排水型の治水施設	13
4-2 区における雨水流出抑制の方法	15
5. 施設別分担対策量	26
5-1 各河川流域における流域対策量	26
5-2 目黒川流域	26
5-3 その他の河川流域	29
6. 推進体制	30
6-1 推進体制	30
6-2 維持管理体制	30

1. 計画の策定

1-1 策定の背景

近年の都市流域においては、都市化の著しい発展に伴い、これまで自然のうちにそなわっていた土地の保水、遊水機能が損なわれ、それにより降雨時の流出量の増大、流出形態の尖鋭化を招き、流域の治水安全度は著しく低下している。

特に、東京都区部中小河川の流域では、その高度に利用されている土地利用状況からいわゆる「都市型水害」として度々溢水の被害を被っている。そこで、東京都の総合治水対策調査委員会は、「東京都における総合的な治水対策のありかたについて（本報告）」（以下「本報告」）を発表し、河川をはじめとする既定計画上の治水施設のみでなく、流域全体として治水安全度を向上させようとする総合治水対策の考え方を示した。

目黒区においても、この「本報告」をもとに、「目黒区総合治水対策基本計画」（以下「区基本計画」）を策定するものである。

1-2 策定の目的

目黒区においては、都市型水害を防止・軽減し水害に強いまちづくりをめざし、総合治水対策の一環として雨水流出抑制施設による対策を計画的に推進することを目的に「区基本計画」を策定するものである。

「区基本計画」は、「本報告」に基づき、目黒区全域についての総合治水対策の基本的な考え方を示すものである。

1-3 「区基本計画」の性格

「区基本計画」は、目黒区における水害対策として区が先導的役割を担うとともに、民間施設においても協力を求め、目黒区を水害に強いまちとするための総合治水対策を取りまとめたものである。

「区基本計画」は、次の性格をもつ。

① 区有施設を中心としたものであるが、他の公共施設、民間施設にお

いてもこれに準ずることを基本としている。

② 流域別分担対策量は、東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会が策定する「各河川流域の総合治水暫定計画」（以下「治水暫定計画」）によって決定されるものであるため、目黒川流域以外についても段階的に計画を追加し、整備するものである。

③ 期間は、「本報告」における長期計画（以下「長期計画」）の目標年度と等しく21世紀初頭とする。

2 目黒区の概要

2-1 位置等

目黒区は、東京都の南部に位置し 14.71km² の面積を有する。人口は、昭和40年代以降は横ばい状態を続けており、平成 2年10月 1日現在24万 4,780 人で、世帯数は117,244 世帯である。目黒区の特徴は、東大教養部、東工大、都立大等を有する文教のまちで、緑の多い住宅街を形成している。

目黒区の土地利用状況は、昭和45年以降各種別毎の面積率がほぼ同様であり、ほぼ固定化したものと推定できる。よって、目黒区の将来的な土地利用状況は、大きく変化しないことが推定され、少なくとも都市の再開発や公園、緑地等の面積が増大しない限り、現状どおりの土地利用状況が続くと予測される。

年	総 数	宅 地					田	畑	山 林	原 野	池 沼	雑種地	免税点未満
		小 計	商業地区	工業地区	住宅地区	その他							
45	965.39	929.43	67.71		861.72		14.77	2.33		0.33	17.76	0.77	
50	959.31	926.69	65.58		861.11		10.53	2.09		0.33	19.47	0.20	
55	955.35	926.95	65.93		861.02		9.28	1.90		0.33	16.73	0.16	
60	944.06	920.24	66.42		853.82		7.92	0.73		0.33	14.77	0.07	

注) 固定資産税の対象となる評価面積である。資料：「東京都統計年鑑」

表-1 目黒区の土地利用状況

2-2 地形・地質等

目黒区一帯は、荒川と多摩川に挟まれた武蔵野台地が東にさがり、東京湾に至る荏原台とよばれる標高20m～40m程度の台地にある。

区内の北東部は、目黒川の本支流が約4kmにわたって流れ、南西部は呑川が延べ約8kmにわたって流れている。

台地の中央部は、立会川の水源地となっており、立会川はここを源とし品川から東京湾へと注いでいる。

目黒区周辺の地質は、第三紀層を基盤として、洪積層および沖積層より成っている。

洪積層は、台地、低地に連続している江戸川層、東京礫層と台地のみ分布している、武蔵野礫層ローム層に大別され、沖積層は、低地と台地部の河合低地に分布している。

地表は、関東ローム層、下末吉ローム層があり、ローム層の下には、武蔵野礫層が分布している。その下位には、青灰色シルト粘土層がある。表層地質は、主にローム層とこれが風化した黒土で覆われている。

目黒区の地下水は、呑川流域では、台地部が深く、河川沿いの低地で、地表面から-1^m～-2^m程度である。

立会川流域では、台地部でも-1^m～-3^mの範囲に地下水位面がある。目黒川流域では、台地部は-3^m以下であるが、谷底部では-1^m～-2^mの範囲にある。

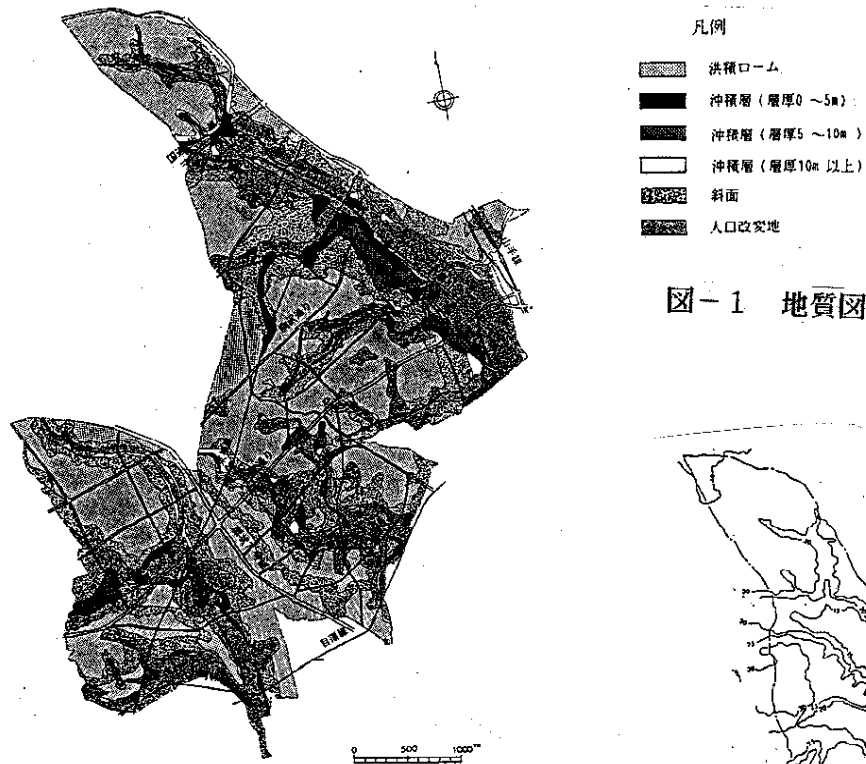


圖-1 地質圖

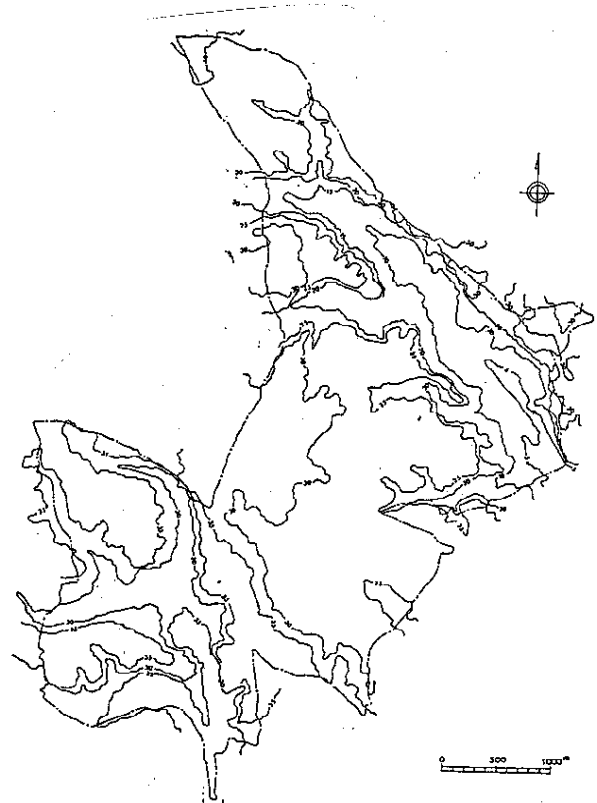


圖-2 地形状況圖

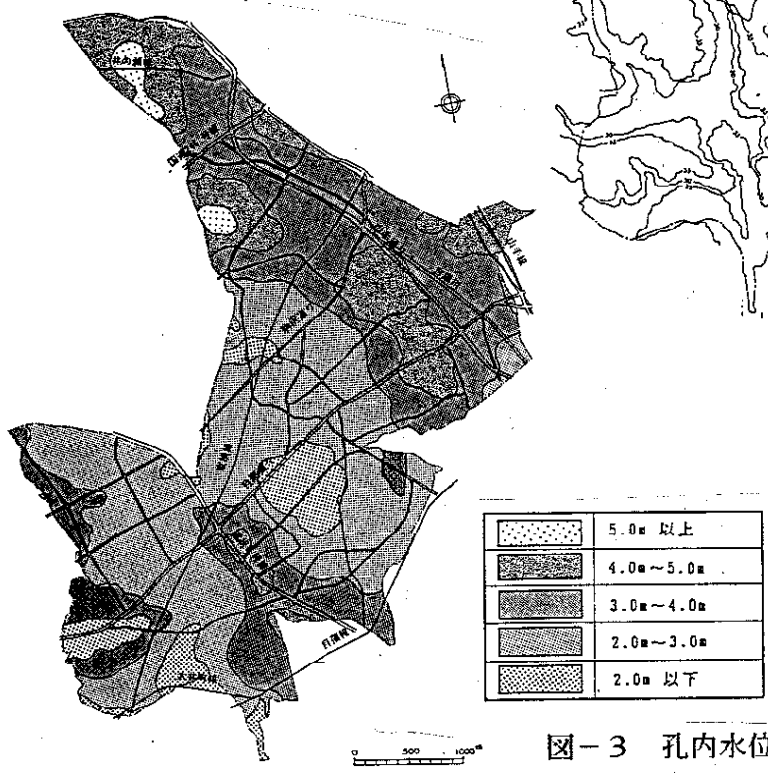


圖-3 孔内水位等深圖

2-3 河川の水害

区内を流れる河川は、目黒川水系、立会川水系、呑川水系、渋谷川水系の4水系があり、その流域面積は以下に示すとおりである。

目黒川	7.34k m ²
呑川	4.11k m ²
立会川	2.98k m ²
渋谷川	0.28k m ²

区内の水害は、目黒川周辺に集中的に発生している。

氾濫は、主に以下の要因により発生する。

- 1) 短時間に雨水が河川に集中することにより、ピーク流量が大きくなる。
- 2) 河川の水位上昇により、河川沿川域からの雨水の排水が困難となり、内水氾濫を引き起こす。

過去10年間の浸水被害区域は、図-4に示すとおりである。

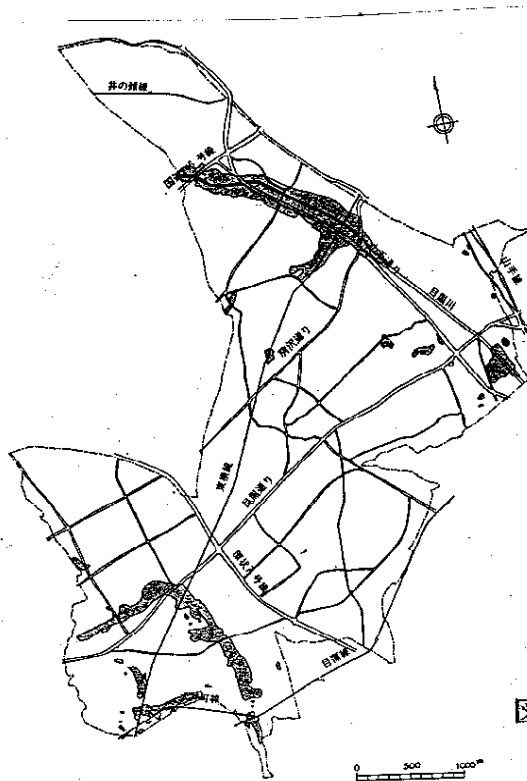


図-4 浸水区域図 (昭和51年~昭和60年)

3. 総合治水対策

3-1 総合治水対策の概要

近年の都市化の急激な進展は、雨水の不浸透域の拡大をもたらし、その結果洪水量が增大している。また、洪水の到達時間も早まり、洪水のピーク流量も増大している。

一方、河川沿いの土地利用の高度化により、小規模な浸水でもその被災額は、多大なものになっている。

このような状況があいまって近年においてもなお、水害の危険性があるといえよう。

この都市型水害に対する抜本的な対策としては、従来より進められてきた河川整備・下水道整備の排水型対策に加え、流出抑制型の総合的な治水対策が必要となってきた。

◇総合治水対策の流れ

総合治水対策の、おもな流れを以下に示す。

1 総合治水対策に対する国の動き

- | | |
|-----------|-------------------------------------------|
| 昭和52年6月 | 建設大臣の諮問に対して、河川審議会から「総合的な治水対策について」答申がなされる。 |
| 昭和52年10月 | 「総合治水対策協議会」を発足 |
| 昭和55年5月 | 総合治水対策の具体的対策をまとめる。 |
| 昭和55年～63年 | 全国で10河川が「総合治水対策特定河川」として選択される。 |

2 総合治水対策に対する都・区の動き

- | | |
|----------|-------------------------|
| 昭和56年11月 | 「総合治水対策連絡会」を設置 |
| 昭和57年6月 | 「総合治水対策連絡会」中間報告 |
| 昭和58年7月 | 「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要項」策定 |
| 昭和58年10月 | 「総合治水対策調査委員会」の設置 |
| 昭和59年7月 | 同上 中間報告 |
| 昭和60年9月 | 「地下河川構想検討会」発足 |
| 昭和60年12月 | 目黒区総合治水計画策定 |

- 昭和61年 7月 「東京都における総合的な治水対策のありかたについて」(本報告)
- 昭和61年12月 「東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会の設置
- 昭和62年10月 「地下河川構想」(本報告)
- 昭和63年 4月 目黒川浸水実績図公表
- 平成元年 5月 目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画の策定
- 平成 2年 7月 呑川・渋谷川浸水実績図公表

◇ 総合治水対策システム

総合治水対策のシステムは、次図に示すような体系である。

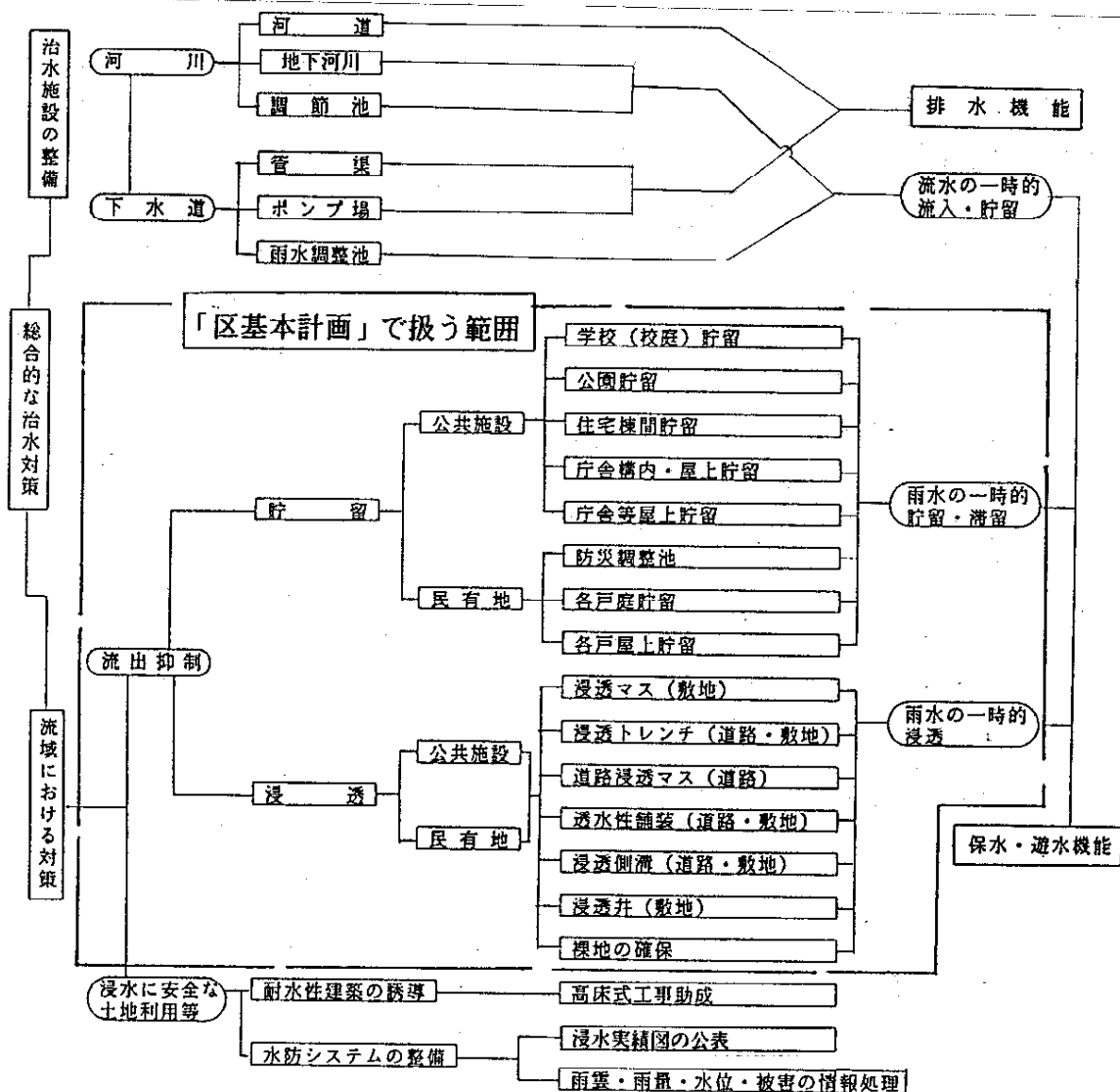


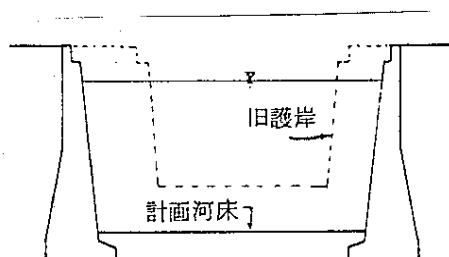
図-5 総合治水対策システム図

3-2 総合治水施設の方策

(1) 排水型治水施設の整備

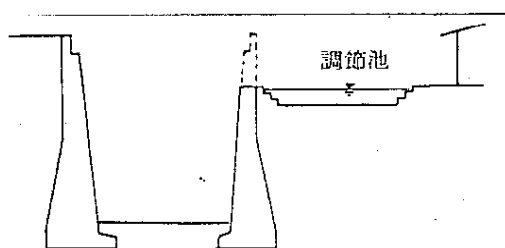
1. 河川整備

● 河道改修



現況の護岸の拡幅及び河床を掘り下げ流下能力を高める。

● 調節池

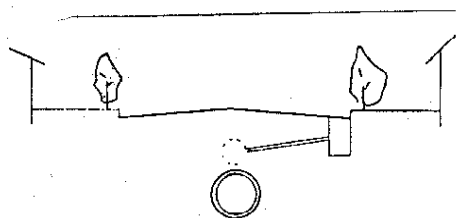


豪雨により急激に増水する河川の水を一時貯留し、推移低下後ポンプ等により排水する。

通常は、広場・公園等として利用する。

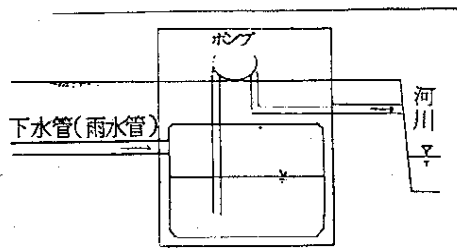
2. 下水道整備

● 管渠



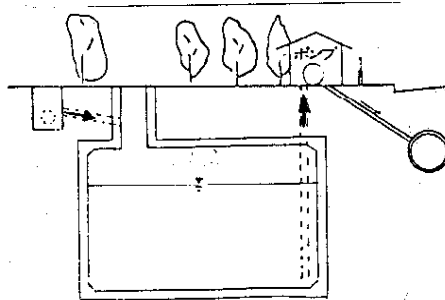
管径の拡大、又は新しい幹線の整備により下水道の排水機能を高める。

● ポンプ場



下水道終末施設としてポンプ場を設置し排水機能を高める。

● 雨水調節池



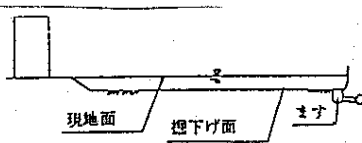
公園・グラウンド・等の地下に、一時貯留施設を設け、時差排水により下水道の負担を軽減させる。排水はポンプで行う。

(2) 流出抑制型治水施設の整備

1. 貯留施設

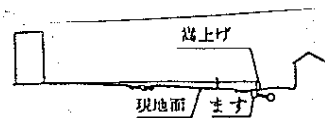
● 表面貯留

掘り込み式

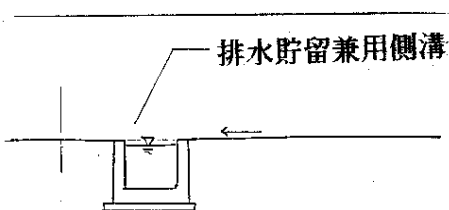


公園・グラウンド・住宅棟間等の空地を利用して雨水の一時貯留を図り、流出を抑制する方法。その状態により掘込式と嵩上げ式がある。

嵩上げ式

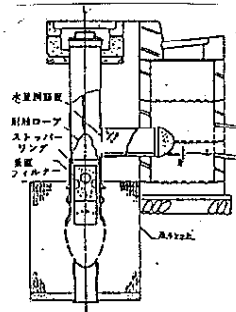


● 排水側溝貯留



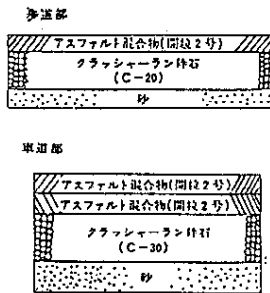
敷地内に設ける排水側溝の断面を、大きく設定することによって側溝部に貯留する。

● 道路浸透マス



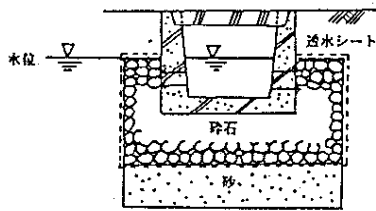
道路浸透マスは、歩道下等に設けられた浸透トレンチ（横型）を介して地盤への浸透を図る施設。

● 透水性舗装



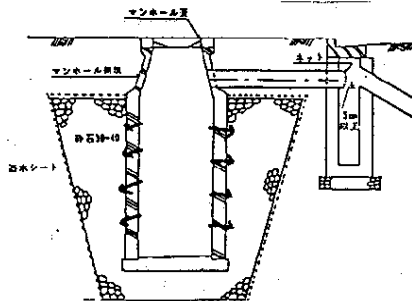
透水性の良い材料により舗装をすることで舗装部に降った降雨を浸透させる方式で、主に歩道部、車の少ないアプローチ部、駐車場等に用いられる。

● 浸透側溝



透水性の良い材料を用いた側溝と砕石の組合わせにより雨水を地中に浸透させる方式で、主に建物回り、道路等に浸透マスと組合わせて用いられる。

● 浸透井



ここでは、浸透マスの大型のものをいう。

地下水面まで達する湿式法と達しない乾式法があるが、地下水の水質問題等に配慮し、乾式法を主体に考える。

4 区における総合治水対策の方針

4-1 排水型の治水施設

総合治水対策は、河川整備、下水道整備等の排水型の治水施設整備に加えて雨水流出抑制施設等の抑制型施設の整備を行うことにより、流域の治水安全度を総合的に向上させることを目的としている。

このうち河川整備、下水道整備等は、東京都の事業として鋭意進められている。

◇排水型施設の整備状況

1 河川の整備状況

①目黒川

支川や排水路は、既に下水道幹線として暗渠化され、上部は緑道などに利用されている。

昭和53年から、東京都による降雨量50mm/hrの河川改修計画にあわせて改修が進められており、船入場には貯留量55,000m³の調節池が平成2年7月に完成する。

②立会川

下水道幹線として暗渠化され、緑道等に利用されているが、河口付近には、わずかの未改修区間がある。

③呑川

工大橋上流部は、既に下水道幹線として暗渠化されており、区内は、既に50mm/hr 対応となっている。

2 下水道整備状況

①面整備状況は、98%程度（元年度末）

②目黒川の池尻、新駒沢幹線の整備は、公共下水道の初期汚濁対策として、本来は排水型施設の位置付けにあるが、現在は、抑制型施設として154,000m³の能力を有する暫定整備が完了している。

③呑川幹線の複断面化が予定されている。

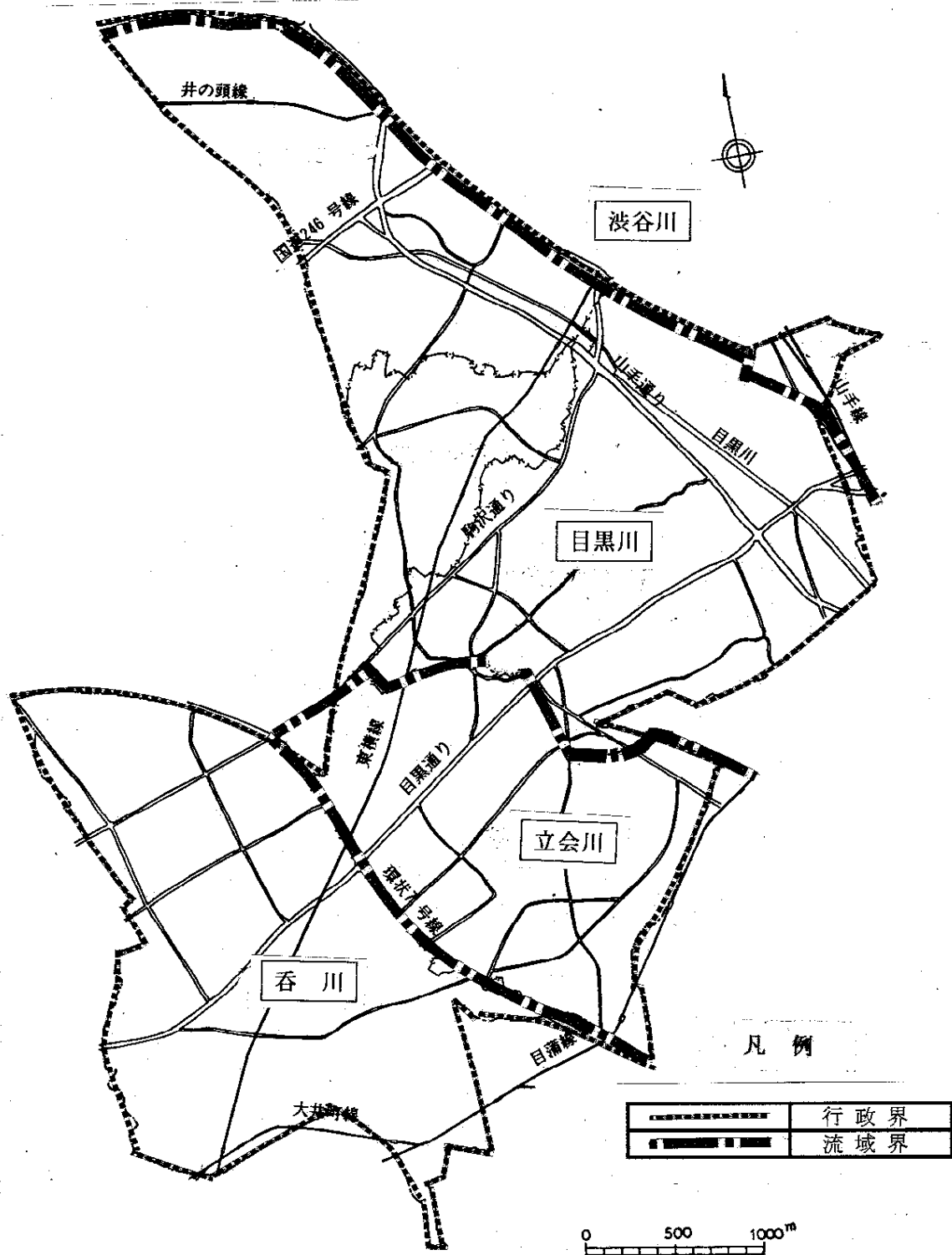


図-6 河川流域区分図

4-2 区における雨水流出抑制の方法

目黒区の土地利用、地形状況等の特性から、排水型施設整備だけで治水安全度を向上させることは難しく、「本報告」のとおり積極的に流出抑制型施設の整備を行う必要がある。

このため、目黒区としては都の施設、国の施設、民有の施設さらに流域の関係各区と連携を図りながら、積極的に雨水流出抑制施設を設置するなど総合治水対策を推進する。

雨水流出抑制施設には、「3-2 総合治水施設の方策」のうち、「(2)流出抑制型治水施設の整備」に示す方式がある。

図-7 流出抑制施設の種類

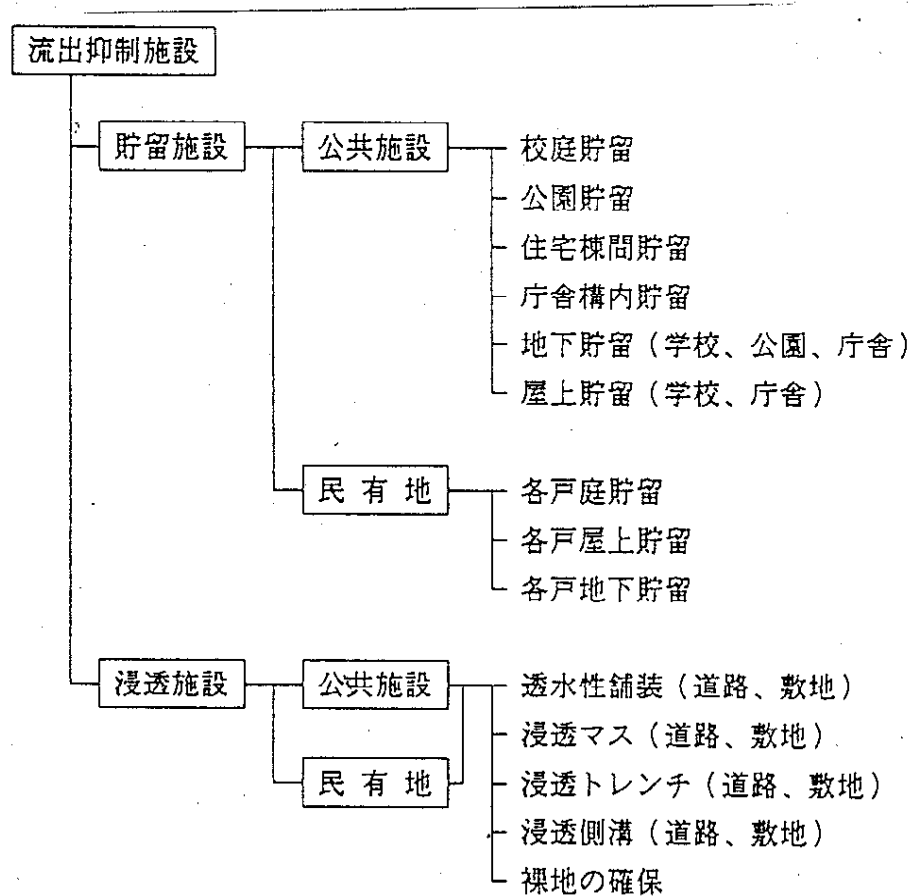
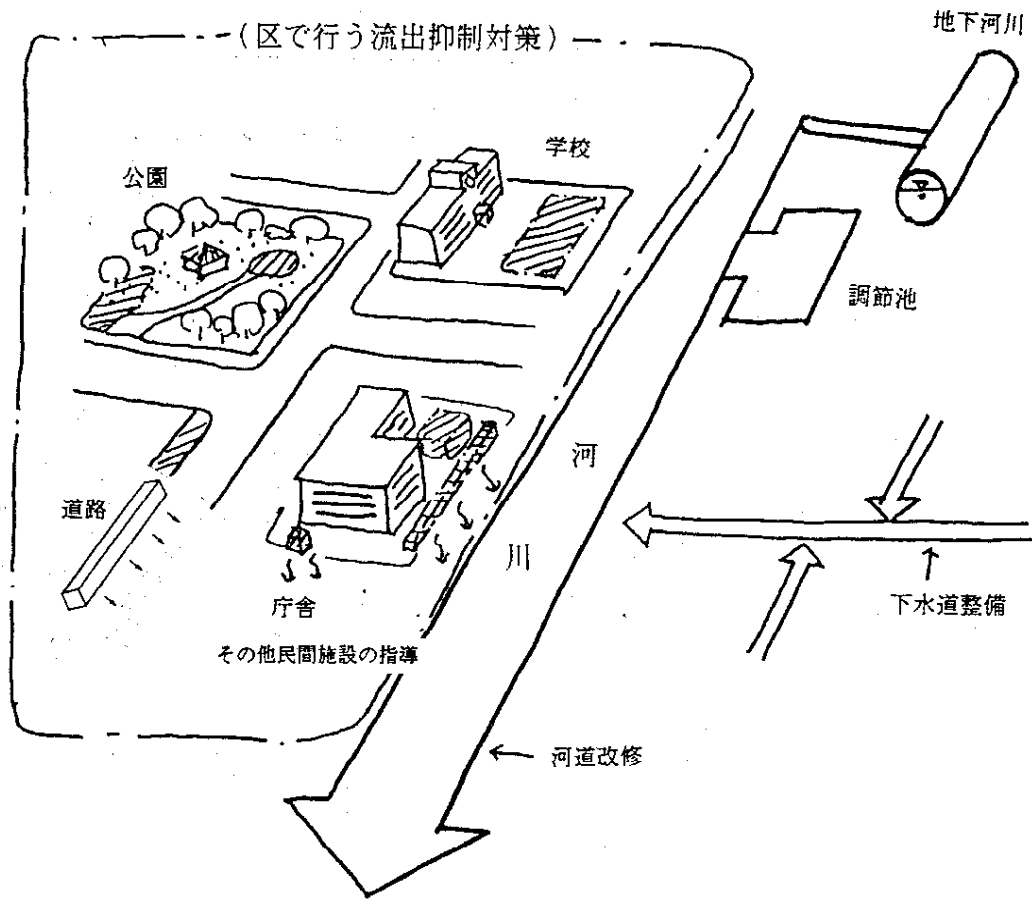


図-8 総合的な治水対策の概念図



流出抑制を行う施設は、区の施設、都の施設、国の施設、民有の施設に分類される。

流出抑制対策は、施設の管理者がそれぞれ計画的に施設を設置すべきであるが、なかでも区が先導的役割を担うものである。また、同時に、都や国の公共施設はもとより、民間施設についても雨水流出抑制に関して積極的な指導・協力要請を行うことが必要である。

(1). 区において流出抑制を行う施設

流出抑制を行う施設は、機能の継続性が確保でき、良好な維持管理が可能な場所に設置する。

「区基本計画」では下記の場所を対象とする。

- | | |
|------------|------------------|
| ①学校 | ……………教育委員会所管施設 |
| ②公園 | ……………公園緑地課所管施設 |
| ③庁舎関係、集合住宅 | ……………営繕課所管施設（委任） |
| ④道路 | ……………工事課所管施設 |

① 学校

（基本的考え方）

目黒区における学校の総面積は182,500m²である。

学校の敷地は広く、全面に流出抑制施設を設置できればその効果は高いが、児童・幼児に対する安全性、校庭としての機能の維持に十分留意して対策を検討する必要がある。

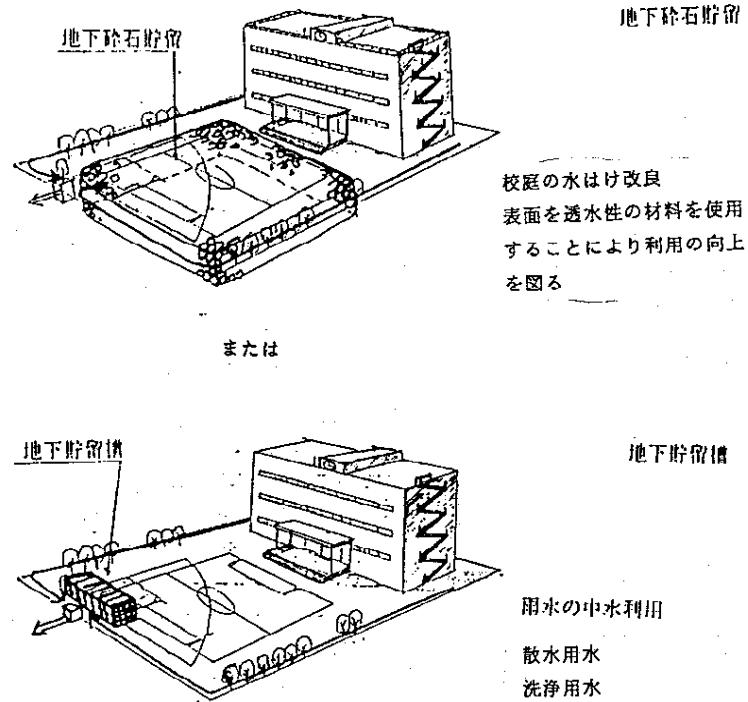
（流出抑制施設設置の考え方）

新築・改築の学校に対しては、各河川流域毎の総合治水暫定計画により所定の流域対策量を満足する流出抑制施設を設置する。

設置の基本的考え方としては、学校としての施設機能に支障を与えないこと、児童の安全性等を考慮して、地下碎石貯留、地下貯留槽を基本とする。

また、同時に排水性の向上、校庭水捌けの改善、雨水の中水利用等、施設機能への付加も考慮する。

改築施設・新規施設への施設設置実施例 (図-9)



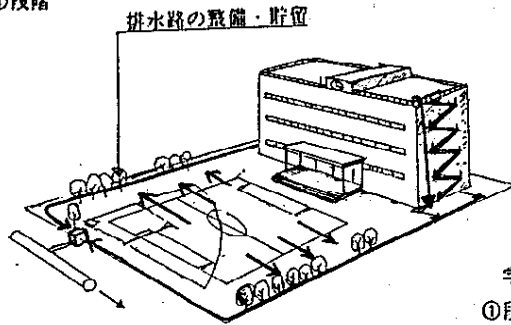
(既存施設に流出抑制施設を設置する際の考え方)

既存の学校に流出抑制施設を設置する場合は、最終的には、各河川流域の流域対策量の確保を目標とするが、それに至るまでの段階的な対策として現況施設機能の維持を最優先に考えて、次のように段階的に移行するものとする。

既存施設への施設設置実施例 (図-10)

現況機能維持の対策

①段階

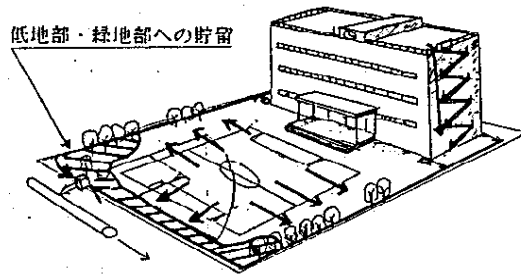


排水路の整備
↓
小降雨時の水はけの改良
↓
排水路への貯留

学校施設は集水域が広い
①段階の対策だけでは、対応できない

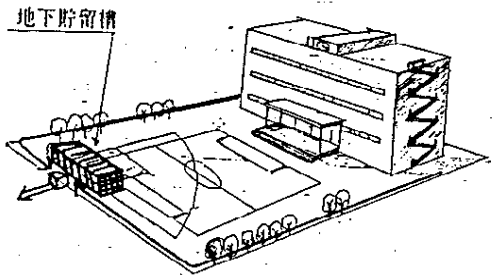
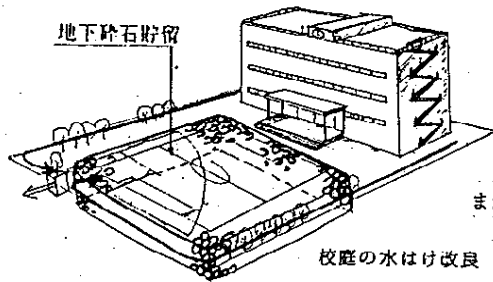
機能維持に影響の少ない部分への対策

②段階



低地部への貯留
緑地への貯留

③段階



または

校庭の水はけ改良
表面を透水性の材料を使用
することにより利用の向上
を図る

散水用水
洗浄用水

② 公園

(基本的考え方)

目黒区における公園の総面積は126,200m² であり、流域の治水安全度の向上のためには全施設に流出抑制施設を設置することが必要である。

公園・緑地に流出抑制施設を設置する場合には、公園の機能、利用者の安全対策、修景などを考慮して設置場所を選定し、計画する。

(流出抑制施設設置の考え方)

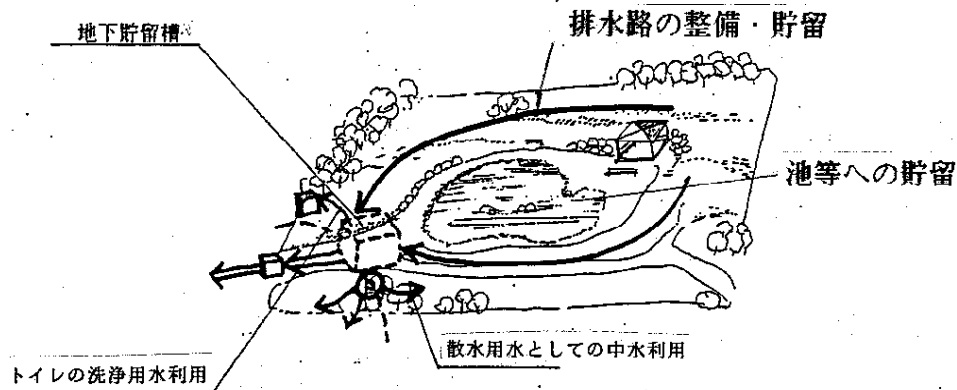
新築・改築の公園に対しては、各河川流域毎の総合治水暫定計画により所定の流域対策量を満足する流出抑制施設を設置する。

設置の基本的考え方としては公園としての施設機能に支障を与えないこと、利用者の安全性、修景等を考慮して、池等の公園施設の有効利用、地下砕石貯留、地下貯留槽を基本とする。

また、同時に排水性の向上を図るとともに、雨水の中水利用等、施設機能へも考慮する。

公園は、児童遊園程度(1000m²以下)の小規模公園とそれ以上の中・大規模公園(近隣公園程度)に分けて考える。

改築施設・新規施設への施設設置実施例 (図-11)



(既存施設に流出抑制施設を設置する際の考え方)

既存の公園に流出抑制施設を設置する場合は、最終的には、各河川流域の流域対策量の確保を目標とするが、それに至るまでの段階的な対策として現況施設機能の維持を最優先に考えて、次のように段階的に移行する。

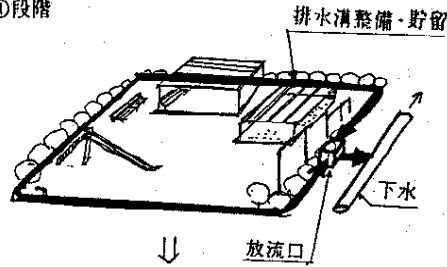
既存施設への施設設置実施例 (図-12)

児童遊園程度 (1000m²以下)

近隣公園程度

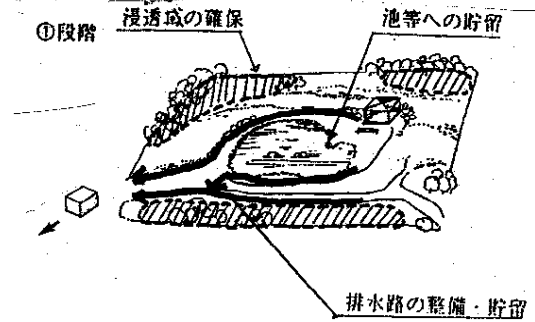
現況機能維持の対策

①段階



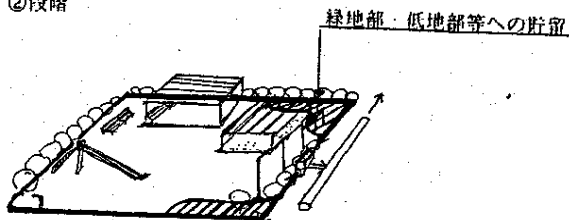
試算によると概ねA=700m²程度の公園では、①段階で対策可能

①段階

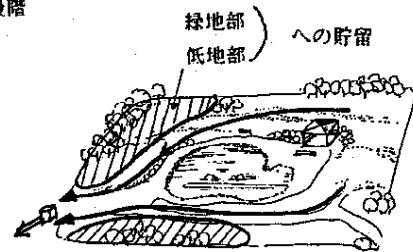


機能維持に影響の少ない部分への対策

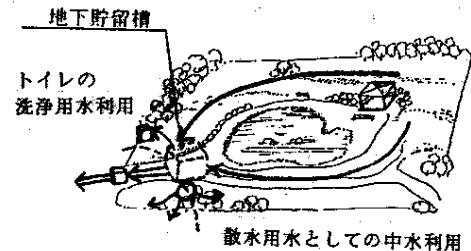
②段階



②段階



③段階



③ 行政関係庁舎

(基本的考え方)

目黒区における行政関係庁舎の総面積は77,600m²である。

行政関係庁舎等に流出抑制施設を設置する場合には、利用者の安全性に十分配慮し、また施設機能を損なわないように設置場所を選定し、維持管理などを総合的に配慮して計画する。

(流出抑制施設設置の考え方)

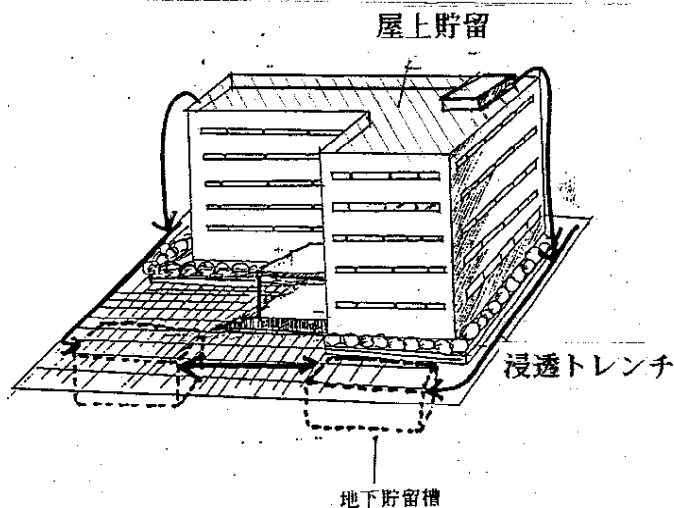
新築・改築の施設に対しては、各河川流域毎の総合治水暫定計画により所定の流域対策量を満足する流出抑制施設を設置する。

行政関係庁舎は、利用建ぺい率が高く、施設を設置するスペースが少ないことから、建物周囲への浸透トレンチの設置、透水性舗装の設置等浸透型施設を主体に考える。

浸透型施設が不適な場合には建物の空き空間等を利用した、地下砕石貯留、地下貯留槽、建物屋上に雨水を一時貯留する屋上貯留等を計画する。

また、雨水の中水利用等、施設機能へも考慮する。

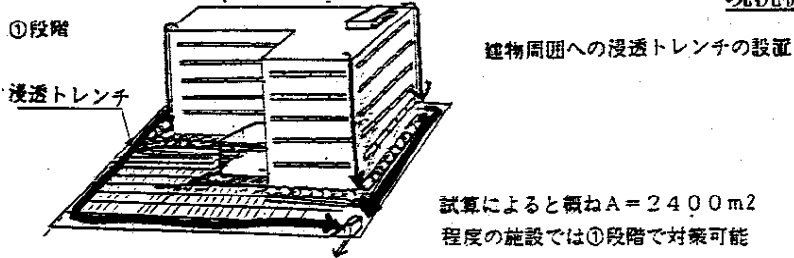
改築施設・新規施設への施設設置実施例 (図-13)



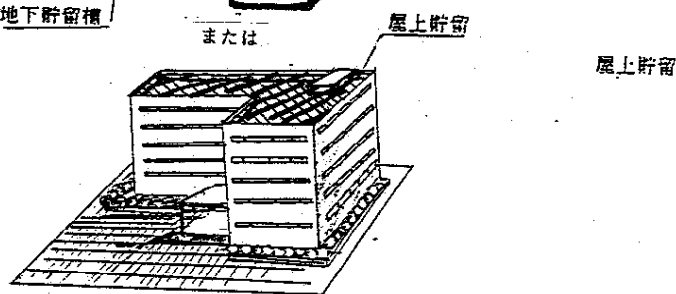
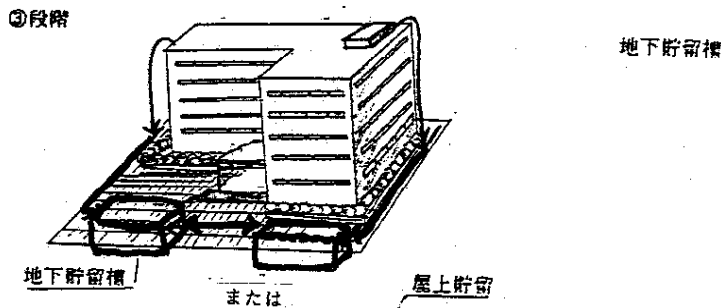
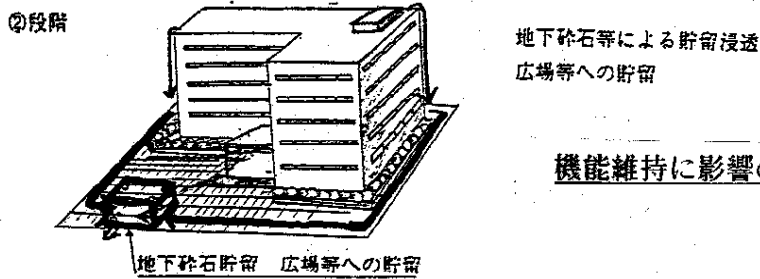
(既存施設に流出抑制施設を設置する際の考え方) (図-14)

既存の施設に流出抑制施設を設置する場合は、最終的には、各河川流域の流域対策量の確保を目標とするが、それに至るまでの段階的な対策として現況施設機能の維持を最優先に考えて、次のように段階的に移行する。

現況機能維持の対策



機能維持に影響の少ない部分への対策



⑥道路

(基本的考え方)

道路は総面積158ha と公共用地として広い面積を占める。

しかしながら、道路は不特定一般の交通の用に供し、地下埋設物も多数存在するため、構造保全に十分留意する必要がある。

(流出抑制施設設置の考え方)

道路は、貯留型施設の設置は難しく、浸透型施設が主体とならざるを得ない。区の道路における浸透型施設は道路の特性を考慮して透水性舗装と横型の道路浸透マスとする。

透水性舗装の対象路線は道路の構造の保全のため、簡易舗装路線とし、重交通路線では設置しない。歩道部分は全域を透水制舗装の対象とする。また、道路浸透マスは次の箇所では基本的に設置しない。

- ・埋設物が多く、浸透マスの設置が困難な箇所
- ・地下水位が高く、浸透効果が期待できない箇所
- ・歩道の無いバス路線および密集した市街地等、設置が困難な箇所
- ・接近した構造物があり、設置が困難な箇所
- ・その他設置により、道路機能および周辺に支障を及ぼす箇所

(2).これまで区が実施している総合治水対策

これまでに目黒区が公共施設に対策した雨水流出抑制量を以下の表に示す。

(表-2)

単位:m3

	目黒川流域	呑川流域	立会川流域	渋谷川流域	計
学校	123	184	27	0	334
公園	2235	60	65	21	2381
管轄	94	0	47	0	141
道路	1187	487	425	48	2147
計	3639	731	564	69	5003

*緑地等土地利用上の浸透域は、算入していない。

(3).都・国等の施設

流出抑制を行う施設は、区の施設と同様に、以下の施設に設置する。

- ①学校
- ②公園
- ③行政関係庁舎、集合住宅
- ④道路

設置の考え方等は区の施設と同様である。

(4).民有の施設

民有の施設では、治水に大きなウエイトを占めることから、区民の理解と協力要請を行い、民有の諸施設への抑制対策を実施していく。

◇民間大規模施設等

敷地面積が1000m²以上の大規模な民有の施設には、公共施設と同様の考え方で流出抑制施設を設置する。

設置の考え方は区の施設と同様である。

◇その他の民有施設

上記以外の民間の施設または民家について、積極的に施設設置の働きかけを行う。

5 施設別分担対策量

5-1 各河川流域における流域対策量

雨水流出抑制施設設置の考え方に基き、目黒区全域の施設について計画的に事業実施を図るため、流域での対策量の目標設定を行う。

5-2 目黒川流域

流出抑制施設は、21世紀初頭を目標とした「長期計画」における流域対策量の確保と、目黒川流域の「治水暫定計画」における対策量を考慮して設置することとする。

原則的に新築、改築施設については、500m³/haの対策量を確保するものとし、既存施設については、施設の状況、特性等を考慮の上、対策を行うこととする。また、平成7年度末までに「長期計画」対策量の25%確保を目標とする。

(1) 流域抑制量

①区の施設

先導的役割を担い、先行して流出抑制施設整備計画を進めるに、既存の施設にも、機能に影響のない範囲で最大限の対策を行う。

改築時および新築時には500m³/haの対策を実施する。

②都・国の施設

国は、治水事業の一義的責任を有し、総合治水対策を推進する立場にある。特に、東京都は、浸水被害を防止する立場に、治水対策を、事業主体となって行うべき立場にある。

以上のことから、区は東京都と綿密な協力を図り、施設設置の働きかけを行う。

③民間の施設

民間施設についても、区民の理解と協力を求め、大規模施設等について積極的に働きかけを行う。

(2) 流域の分担対策量

区の施設、都・国等の施設および大規模民間施設における流出抑制対策を積極的に推進した場合でも、目黒川流域の目標対策量は、下まわることになる。

(表 -3) 目黒川流域各施設別分担対策量

目黒川流域の対策量

単位：m³

	暫定計画時 点の対策量	長期計画時 点の対策量	基本計画時 点の対策量
区の施設	7,400	31,900	31,900
都/国の施設	12,400	49,800	49,800
民有施設	16,500	66,000	66,000
目黒区全域	36,300	147,700	147,700
「暫定計画」	* 37,600	150,500	150,500

(* 当区における目標値)

これは、「暫定計画」で示された流域全体の道路における対策量に比して、「区基本計画」策定に伴う区道の抑制量に不足を生じたためである。対策量の不足分を解消するため、「暫定計画」上、対策量の対象から除外されている民間の中・小規模施設及び独立家屋等についての抑制対策が必要である。

流域対策が完了するためには、長期計画達成年次まで40年余の長きにわたる対応を継続的に図ることとなるが、民間の各戸貯留についての取組みを促進することは、対策の達成年次の前倒しに効果があるばかりでなく、更に流域の治水安全度の一層の向上につながる。

従って、当区は、民間の各戸貯留について、積極的に指導並びに支援を行う必要がある。

協力を求めるために、次に示す働きかけを行う。

- ・ 広報、防災ニュース、パンフレット等によるPR
- ・ 開発行為及び建築確認申請時における協力要請・指導
- ・ 施設設置のため助成・要綱・啓発等の条件整備

図-15 施設別分担対策量
(目黒川流域)

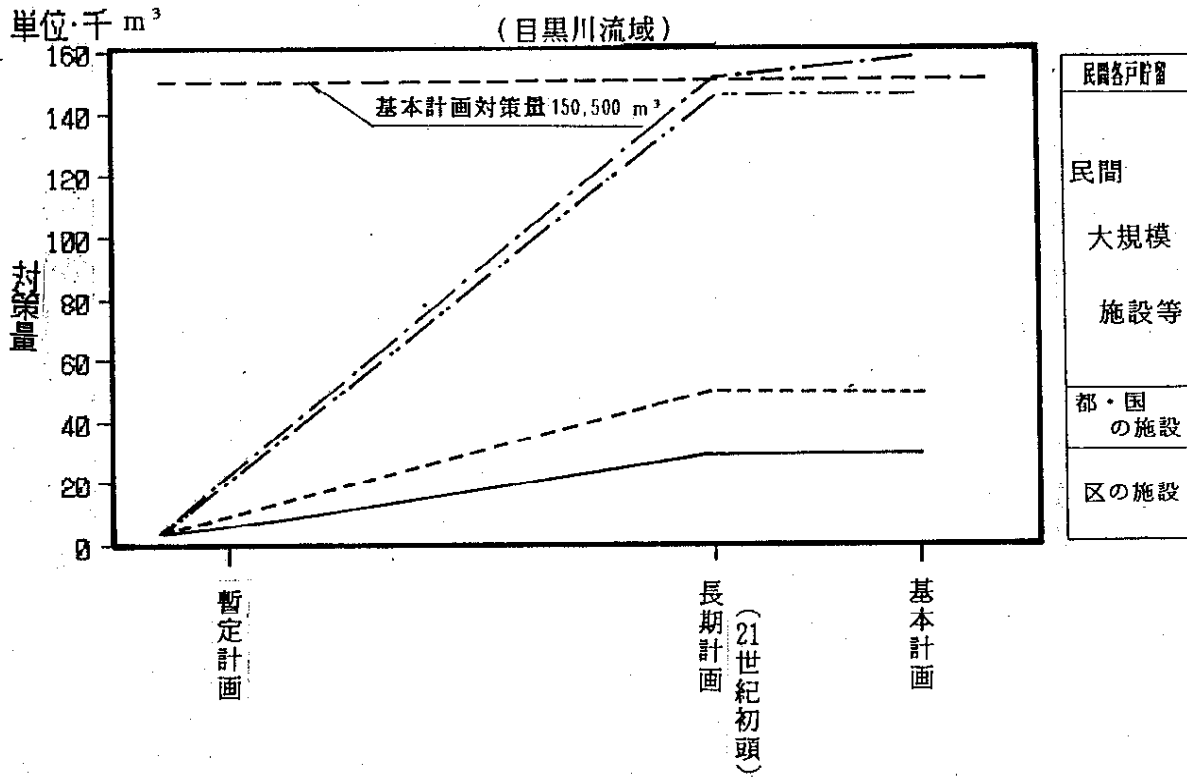
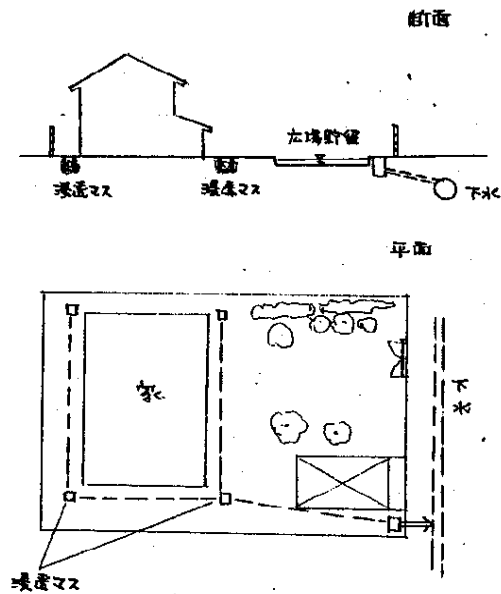


図-16 各戸における流出抑制施設の例



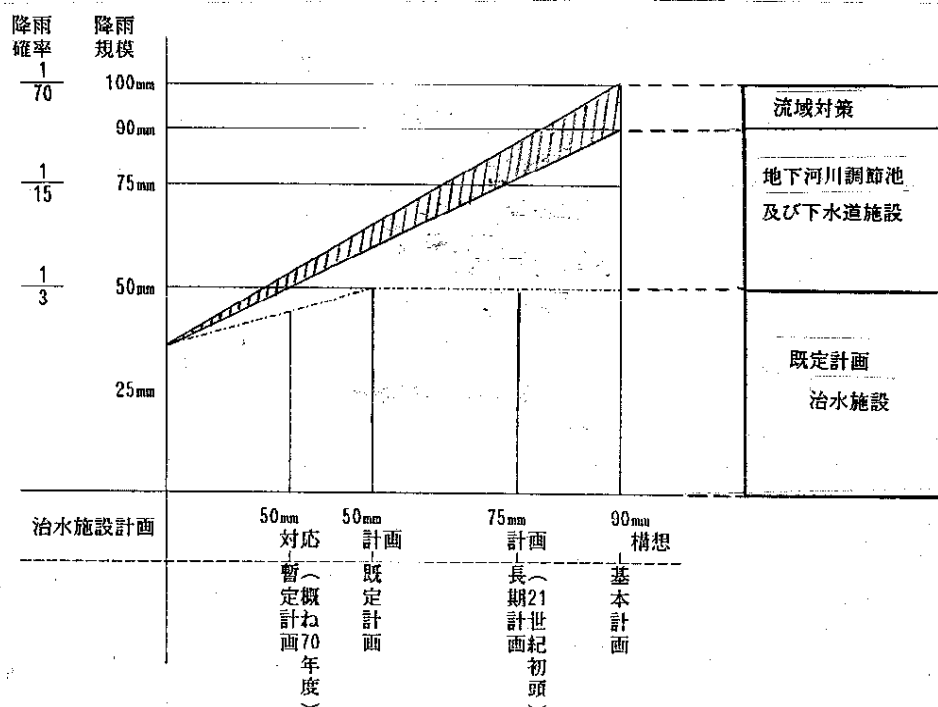
5-3 その他の河川流域

目黒川以外の流域については、それぞれ区部中小河川総合治水対策協議会の策定する暫定計画に基づき、目黒川流域と同様な形で計画を進めるが、目黒区の施設においては、増・改築の機をとらえ可能なものから流出抑制施設の整備に着手するものとする。

また、都・国等の施設についても積極的に協力を要請する他、大規模民間施設等においては、建築行為の際の指導によるものが大きいため、当面のあいだ、目黒川流域と同等の基準をもってあたることとする。

なお、改築、新築施設では、河川流域を問わず、 $500 \text{ m}^3 / \text{ha}$ を確保する。

図-17 東京都区部中小河川流域の治水計画関係図



6. 推進体制

6-1 推進体制

「区基本計画」を推進していくためには、区が各河川流域において先導的な役割を担う必要がある。

区は、総合治水対策の推進体制を確立するために、以下の2点について積極的な対応を図ることとする。

- ①各施設管理者は、主体的に実施に関する検討を行い、各計画年次の対策量を達成するべく進行を管理することとする。
- ②施設の整備ならびに維持管理が円滑に行われるよう、組織全体の総合調整を行う必要がある。

6-2 維持管理体制

雨水流出抑制施設は、適切な管理が行われていなければ、貯留・浸透機能が低下するばかりでなく、建物機能や近隣に対して被害を及ぼす結果ともなりかねない。

流出抑制施設を良好な状態に保つため、各施設管理者は、総合的な維持管理体制の確立が必要である。

目黒区総合治水対策基本計画

平成2年11月策定

主要印刷物番号

平成2年12月1日発行

2-44号

発行者 東京都目黒区

編集者 東京都目黒区都市計画部都市計画課

〒152 東京都目黒区中央町2-23-24

☎ (03)715-1111

印刷所 東京都目黒区